

参 考 資 料

別表 1：保育園入園申請スケジュール

別表 2：保育所等利用調整基準（選考基準）

別表 3：保育園等保育料一覧

別表 4：保育園の所在地

別表 5：認可保育園一覧

別表 6：提出書類確認フローチャート



別表1 保育園入園申請スケジュール

令和4年度入園選考予定

	入園月	締切日	結果発表日
令和4年	5月	4月5日(火)	4月22日(金)
	6月	5月6日(金)	5月23日(月)
	7月	6月3日(金)	6月22日(水)
	8月	7月4日(月)	7月22日(金)
	9月	8月4日(木)	8月23日(火)
	10月	9月5日(月)	9月22日(木)
	11月	10月4日(火)	10月21日(金)
	12月	11月4日(金)	11月22日(火)
令和5年	1月	11月14日(月)	12月12日(月)
	2月	11月14日(月)	12月21日(水)

令和5年度入園選考予定

	入園月	締切日	結果発表日
令和5年	4月1次	11月25日(金)	2月1日(水)
	4月2次	2月13日(月)	3月7日(火)

【注意事項】

- ・申請は2月入園審査まで有効となります。(申請の取下げを希望した場合を除く)
- ・4月入園を希望する場合は別途申請が必要です。
- ・日程は、都合により変更する場合がございます。
- ・3月入園は4月入園スケジュールの都合上、審査を行っておりません。
- ・申請書のFAXでの受付は行っておりません。
- ・他の自治体の保育園を希望する場合は、申請締切日などが異なります。
事前に自治体の担当係へ確認してください。
- ・2月入園および4月1次入園のみ出生前の申請が可能です。
詳細は「●出生前申請について」(P.16)をご確認ください。
- ・利用調整結果は文書で通知します。結果通知は結果発表日に到着予定です。
- ・保育所等利用不可通知書は最初に申請を行った入園月以外は発送しておりません。発送を希望する場合は保育課入園相談担当へお問い合わせください。
- ・年度途中新規開設園の申請スケジュールは通常と異なります。

別表2 保育所等利用調整基準（選考基準）

基本指数

番号	保護者の状況	細目		指数
1	就労（外勤・自営） 勤務1ヶ月以上	月20日以上	1日8時間以上の就労が常態（週40時間以上）	20
			1日7時間以上の就労が常態（週35時間以上）	19
			1日6時間以上の就労が常態（週30時間以上）	18
			1日4時間以上の就労が常態（週20時間以上）	14
		月18日以上	1日8時間以上の就労が常態（週35時間以上）	19
			1日7時間以上の就労が常態（週30時間以上）	18
		月16日以上	1日8時間以上の就労が常態（週30時間以上）	18
			1日6時間以上の就労が常態（週24時間以上）	16
			1日5時間以上の就労が常態（週20時間以上）	14
		月14日以上	1日4時間以上の就労が常態（週16時間以上）	12
			1日5時間以上の就労が常態（週16時間以上）	12
		月12日以上	1日8時間以上の就労が常態（週24時間以上）	16
			1日6時間以上の就労が常態（週16時間以上）	12
1日4時間以上の就労が常態（週12時間以上）	10			
上記のほか、勤務の態様から保育できないと認められる場合				8
2	妊娠・出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合		8
3	疾病・負傷	入院	約3ヶ月程度の入院、もしくは入院が決定された場合	20
		自宅療養	常時病床	20
			安静を要する状態（自分の身の回りのことができない場合）	18
			疾病や負傷のため、保育にあたることができない場合	8~14
			定期的に通院が必要で、家事困難	
	定期的に通院が必要だが、家事は可能			
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度		20
		身体障害者手帳3級、精神障害者手帳3級、愛の手帳4度		16
身体障害者手帳4級		12		
身体障害者手帳5級以下		8		
4	介護・看護 （病院施設等への 付添も含む）	常時観察・全面的身体介護		17~20
		日常生活動作の一部介助		10~16
		上記以外の介護・看護をしている場合		8
5	災害	災害による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合		20
6	就労内定 （起業準備）	月20日、1日8時間以上の就労（週40時間以上）が内定している場合		12
		上記以外の就労が内定している場合		8
	求職活動	求職活動中		4
7	就学	就学・技能習得のため、保育にあたることができない場合		8~20
8	不存在	死別・離別・行方不明・拘禁等		20
9	その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合（児童虐待・配偶者からの暴力を含む）		8~20

調整指数

番号	調整指数の加減を適用する世帯の状況	指数
1	生活保護受給世帯	4
2	ひとり親世帯	6
3	ひとり親に準ずる世帯 * 2	4
4	世帯の生計中心者が失業・倒産等により、生計維持のため就労を要するとき	6
5	区内在住の兄弟姉妹で異なる区内認可保育園に在園しており、第1希望で同一区内認可保育園に転園申請する場合 * 1・5	1
6	兄弟姉妹が区内認可保育園に在園している区在住児童が、区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合 * 1・3・5	3
7	集団保育を必要とする障害児等で、特別支援保育審査会で認められた場合 * 2	2~4
8	入所を希望する児童を定期利用保育事業・空きスペース利用型年間保育事業・連携施設未設定の地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を含む）・認可外保育施設等に預けている場合 * 4・5・6	2
9	年齢上限のある区内認可保育園（日本音楽学校保育園・短時間保育室）を卒園する場合	2
10	保護者が会社命令により単身赴任をしている場合 * 7	1
11	求職中で求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合（ハローワーク受付票など）	1
12	兄弟姉妹で同時に区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合 * 1	1
13	育児休業法等に基づく育休取得（1年以上）により、育休取得前に品川区認可保育園を退園し、育休明けに再入園申請する場合（育児休業取得対象児童も加点対象）	4
14	保護者が保育士等として保育園等で勤務している場合 * 8・9	1
15	保護者が医師・看護師免許を保持して、医療機関等において医師・看護師として勤務し、医療行為を行っている場合 * 9	1
16	保護者が障害者手帳を保持している場合 * 10	1
17	保護者が特定医療費（指定難病）受給者証を保持している場合	1
18	同一世帯に未申請児（介護を要する児童を除く）がいる場合	-1
19	申請締切日時点で給与明細等で確認できる勤務実績が3ヶ月に満たない場合（1ヶ月以内の転職等を除く）	-1
20	正当な理由なく、保育料（区立幼稚園・区立認定こども園含む）を滞納している場合（卒園児・退園児も含む）	-10

【基本指数の注意事項】

- ・基本指数は保護者（父母）それぞれの状況に基づいて認定し、合算する。
- ・同一指数の場合の優先順位は、①基本指数の高いもの ②階層（課税額）の低いもの ③同居の祖父のいないもの ④区内在住年数の長いものとする。
- ・外勤・自営は、入所申請締切日時点で確認できる直近3ヶ月の勤務実績をもとに指数をつける。
- ・外勤・自営の指数認定の際は、原則として時給または東京都の最低賃金で収入を割り返して、勤務時間を算出する。ただし、算出した時間が勤務（内定）証明書等に記載されている勤務時間を超える場合は、勤務証明書等の勤務時間で認定する。
- ・育児休業法等が適用されない休職は、原則として就労内定、求職活動として取り扱う。

- ・育児休業法等が適用される休職は、原則として休職前の勤務実績をもとに指数をつけるが、育児休業を取得している会社に復職せずに転職する場合は、原則として就労内定として取り扱う。
- ・出産に伴う体調不良による休職等の場合には、当該休職前の実績をもとに指数をつける。
- ・入所申請締切日時点で、給与明細等で確認できる1ヶ月以上の実績のない者、就労状況申告書に記載された就労時間と収入が不一致の者も原則として就労内定とする。
- ・必要書類が未提出の場合は選考対象外とする。
- ・育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）は「●育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）への注意事項」（P.23）を参照してください。

【調整指数の注意事項】

- * 1 「区内認可保育園」には区内幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、区内認定こども園、区内地域型保育事業を含む。
- * 2 3、7については区内認可保育園（居宅訪問型保育事業は除く）からの転園申請をしている児童は対象外とする。
- * 3 6については入所希望月に兄弟姉妹が区内認可保育園に在園していない場合は加算対象外とする。
- * 4 8については申請締切日の月初に就労し、月極契約で預けている場合加算する。ただし、預かり時間が「月12日以上・日中4時間以上かつ就労時間の半分以上」を満たしていない場合は、対象外とする。
- * 5 5、6、8については月12日以上・日中4時間以上の就労が常態の場合、加算対象とする。
- * 6 8の「連携施設未設定の地域型保育事業」とは連携施設未設定かつ年齢上限のある地域型保育事業を指す。また、居宅訪問型保育事業とは、障害・疾病等で個別のケアが必要な児童について、自宅で一对一の保育を行うものを指す。「認可外保育施設等」とは、都道府県に届出をしている認可外保育施設等（認証保育所、企業主導型保育事業、認可外居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を含む）を指す。
- * 7 10については勤務証明書に始期と終期の記載が必要となる。出張、自己都合等の場合は加算対象外とする。
- * 8 14については保育士資格証もしくは幼稚園教諭免許を保持し、保育施設等で勤務している場合、加算対象とする。
 - ※「保育士等」には保育士、幼稚園教諭、保育教諭を含む。
 - ※「保育園等」には保育園、幼稚園、認定こども園、保育園に準ずる保育施設を含む。
- * 9 14、15については該当の職業に従事する保護者が、当該職種において、月12日以上、日中4時間以上の就労が常態の場合、加算対象とする。
- * 10 16については、身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛の手帳を保持する場合、加算対象とする。
- * 11 品川区外からの申請者に対しては、調整指数1、2、3、7、14、18～20のみ対象とする。
- * 12 調整指数の加算は、保護者から調整指数に該当することを証する書類が提出された場合に適用する。

memo



別表3 保育園等保育料一覧

標準時間保育料 (令和元年10月1日施行)

単位：円

階層	区分	保育料(月額)							
		0～2歳				3歳		4・5歳	
		保育園		小規模保育		保育園		保育園	
		第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	当年度分区市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C2	当年度分区市町村民税 所得割額5,000円未満の世帯	3,000	1,500	2,400	1,200	0	0	0	0
C3	〃 5,000円以上 48,700円未満〃	4,000	2,000	3,200	1,600	0	0	0	0
D1	〃 48,700円以上 50,500円未満〃	8,000	4,000	6,400	3,200	0	0	0	0
D2	〃 50,500円以上 59,800円未満〃	9,900	4,950	7,920	3,960	0	0	0	0
D3	〃 59,800円以上 68,500円未満〃	11,200	5,600	8,960	4,480	0	0	0	0
D4	〃 68,500円以上 88,600円未満〃	18,400	9,200	14,720	7,360	0	0	0	0
D5	〃 88,600円以上 108,600円未満〃	22,800	11,400	18,240	9,120	0	0	0	0
D6	〃 108,600円以上 128,500円未満〃	25,800	12,900	20,640	10,320	0	0	0	0
D7	〃 128,500円以上 148,600円未満〃	28,300	14,150	22,640	11,320	0	0	0	0
D8	〃 148,600円以上 171,600円未満〃	30,500	15,250	24,400	12,200	0	0	0	0
D9	〃 171,600円以上 204,900円未満〃	33,000	16,500	25,000	13,200	0	0	0	0
D10	〃 204,900円以上 228,800円未満〃	35,000	17,500	25,000	14,000	0	0	0	0
D11	〃 228,800円以上 252,900円未満〃	37,100	18,550	25,000	14,840	0	0	0	0
D12	〃 252,900円以上 276,800円未満〃	39,000	19,500	25,000	15,600	0	0	0	0
D13	〃 276,800円以上 300,800円未満〃	41,000	20,500	25,000	16,400	0	0	0	0
D14	〃 300,800円以上 322,000円未満〃	42,900	21,450	25,000	17,160	0	0	0	0
D15	〃 322,000円以上 338,000円未満〃	44,600	22,300	25,000	17,840	0	0	0	0
D16	〃 338,000円以上 354,000円未満〃	48,000	24,000	25,000	19,200	0	0	0	0
D17	〃 354,000円以上 370,000円未満〃	49,900	24,950	25,000	19,960	0	0	0	0
D18	〃 370,000円以上 440,200円未満〃	54,200	27,100	25,000	21,680	0	0	0	0
D19	〃 440,200円以上 500,200円未満〃	61,000	30,500	25,000	24,400	0	0	0	0
D20	〃 500,200円以上 560,200円未満〃	66,900	33,450	25,000	25,000	0	0	0	0
D21	〃 560,200円以上 665,000円未満〃	71,800	35,900	25,000	25,000	0	0	0	0
D22	〃 665,000円以上 772,600円未満〃	74,300	37,150	25,000	25,000	0	0	0	0
D23	〃 772,600円以上 887,500円未満〃	76,400	38,200	25,000	25,000	0	0	0	0
D24	〃 887,500円以上 1,031,300円未満〃	76,900	38,450	25,000	25,000	0	0	0	0
D25	〃 1,031,300円以上 〃	77,500	38,750	25,000	25,000	0	0	0	0

※区市町村民税は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の税額となります。

※生計を一にする2人以上のお子様がいる場合、最年長のお子様を第1子として、第2子の保育料は半額、第3子以降は免除となります。

※在園児童の兄弟姉妹の住民登録が異なる場合は、申請により第2子・第3子の保育料が適用されます。

※小規模保育・家庭的保育の灰色部分は、経過措置として暫定的に保育料上限を25,000円（短時間保育料は20,000円）としたものです。今後変更（上限枠の廃止）になる可能性がありますので、ご注意ください。変更後は、保育園の約8割程度の保育料となります。

※品川区内の認可保育園（認可施設）では食材料費の保護者負担はありません。

※住民税未申告または税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、区民税所得割1,031,300円以上の世帯（最高階層）と同様の階層認定および保育料算定を行います。

階 層		区 分		保 育 料 (月 額)							
				0～2歳				3歳		4・5歳	
				保育園		小規模保育・家庭的保育		保育園		保育園	
				第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	
B	当年度分区市町村民税 非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	
C2	当年度分区市町村民税 所得割額5,000円未満の世帯		2,400	1,200	1,920	960	0	0	0	0	
C3	" 5,000円以上 48,700円未満"		3,200	1,600	2,560	1,280	0	0	0	0	
D1	" 48,700円以上 50,500円未満"		6,400	3,200	5,120	2,560	0	0	0	0	
D2	" 50,500円以上 59,800円未満"		7,920	3,960	6,330	3,160	0	0	0	0	
D3	" 59,800円以上 68,500円未満"		8,960	4,480	7,160	3,580	0	0	0	0	
D4	" 68,500円以上 88,600円未満"		14,720	7,360	11,770	5,880	0	0	0	0	
D5	" 88,600円以上 108,600円未満"		18,240	9,120	14,590	7,290	0	0	0	0	
D6	" 108,600円以上 128,500円未満"		20,640	10,320	16,510	8,250	0	0	0	0	
D7	" 128,500円以上 148,600円未満"		22,640	11,320	18,110	9,050	0	0	0	0	
D8	" 148,600円以上 171,600円未満"		24,400	12,200	19,520	9,760	0	0	0	0	
D9	" 171,600円以上 204,900円未満"		26,400	13,200	20,000	10,560	0	0	0	0	
D10	" 204,900円以上 228,800円未満"		28,000	14,000	20,000	11,200	0	0	0	0	
D11	" 228,800円以上 252,900円未満"		29,680	14,840	20,000	11,870	0	0	0	0	
D12	" 252,900円以上 276,800円未満"		31,200	15,600	20,000	12,480	0	0	0	0	
D13	" 276,800円以上 300,800円未満"		32,800	16,400	20,000	13,120	0	0	0	0	
D14	" 300,800円以上 322,000円未満"		34,320	17,160	20,000	13,720	0	0	0	0	
D15	" 322,000円以上 338,000円未満"		35,680	17,840	20,000	14,270	0	0	0	0	
D16	" 338,000円以上 354,000円未満"		38,400	19,200	20,000	15,360	0	0	0	0	
D17	" 354,000円以上 370,000円未満"		39,920	19,960	20,000	15,960	0	0	0	0	
D18	" 370,000円以上 440,200円未満"		43,360	21,680	20,000	17,340	0	0	0	0	
D19	" 440,200円以上 500,200円未満"		48,800	24,400	20,000	19,520	0	0	0	0	
D20	" 500,200円以上 560,200円未満"		53,520	26,760	20,000	20,000	0	0	0	0	
D21	" 560,200円以上 665,000円未満"		57,440	28,720	20,000	20,000	0	0	0	0	
D22	" 665,000円以上 772,600円未満"		59,440	29,720	20,000	20,000	0	0	0	0	
D23	" 772,600円以上 887,500円未満"		61,120	30,560	20,000	20,000	0	0	0	0	
D24	" 887,500円以上 1,031,300円未満"		61,520	30,760	20,000	20,000	0	0	0	0	
D25	" 1,031,300円以上 "		62,000	31,000	20,000	20,000	0	0	0	0	

※注意事項は、前ページの標準時間保育料と同様です。